

長浜港およびその周辺のレジャー利用の適正化に関する地域協定書

長浜港水面利用マナーアップ協議会（以下「協議会」という。）の構成団体は、次の条項により地域協定を締結する。

（目的）

第1 長浜港およびその周辺の適正利用を推進し、いつまでも快適に利用できる長浜港にするために、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第19条の2第1項に規定する地域協定を締結する。

（対象となる地域）

第2 この協定の対象となる地域は、長浜港およびその周辺とする。

（地域協定の項目）

第3 地域協定の内容は次のとおりとする。

- (1) スロープの利用は、管理者の指示に従うこと。
- (2) 長浜港の徐行ゾーンは、時速7ノット以下で引き波を起こさない。
- (3) ア. スロープから出入艇するときは、決められたコースを航行すること。
イ. エリには近づかないこと。
- (4) 各ボートの昇降時および大型船の航行を妨害する走行は禁止する。
- (5) 長浜港の定められた駐車場を利用し、周辺の公道には駐車しないこと。
- (6) 他船が確認できないような、視界が制限されている状態の時は出艇しない。（法令等により許可を得た船舶を除く。）

（広報活動）

第4 協議会は、地域協定を締結したことを地域住民やレジャー利用者に周知するため、チラシ、ポスター、その他の媒体を通じて積極的に広報活動を行うものとする。

（有効期間）

第5 この協定の有効期間は、平成20年5月1日から平成21年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間の満了日までに協議会の構成団体から何ら意思表示がないときは、1年間この協定を更新するものとする。その後も同様とする。

（変更または廃止に関する事項）

第6 この協定を変更または廃止するときは、協議会で協議の上これを行うものとする。

（監視活動）

第7 協議会は、この協定の遵守を徹底するため、自治会、地域住民等と連携して監視活動を行うものとする。

(その他)

第8 この地域協定に定めのない事項は、協議会で協議して定めるものとする。

この協定の証として本書8通を作成し、協議会の構成団体が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年 4月21日

長浜港水面利用マナーアップ協議会

会 長 宮川 琴枝

(構成団体)

ハートフル・タウン自治会

自治会長 下村 定

長浜漁業協同組合

組 合 長 新井 政利

琵琶湖汽船(株)長浜支社

支・社 長 室木 一彦

長浜農業高等学校

校 長 西嶋 博純

(財)長浜文化スポーツ振興事業団

理 事 長 堤 行洋

NBSA 湖北サポート協会

会 長 中川 浩邦

長浜港スロープ水域向上委員会

会 長 中川 浩邦